

令和3年度 甲府市の大気汚染常時監視結果について

令和4年6月  
環境部環境対策室環境保全課

1 常時監視の実施状況

本市では、令和元年度から大気汚染防止法第22条に基づく常時監視として、表1のとおり測定局による測定と有害大気汚染物質の測定を実施している。

表1 常時監視の測定地点

測定地点	所在地
甲府富士見	甲府市富士見1丁目
甲府市役所自排	甲府市丸の内1丁目
国母自排	甲府市国母6丁目

2 令和3年度の大気汚染常時監視結果の評価

(1) 測定局による常時監視

環境基準の達成状況は表2のとおりであった。項目別では、光化学オキシダントは非達成であった。その他の項目については環境基準を達成した。

表2 測定局による常時監視結果

測定項目	環境基準	測定地点	環境基準の達成状況
二酸化硫黄	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	甲府富士見	達成
一酸化炭素	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	甲府市役所自排 国母自排	達成
浮遊粒子状物質	1時間値の一日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、一日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	甲府富士見	非達成
二酸化窒素	1時間値の一日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	甲府富士見 甲府市役所自排	達成

<備考> 常時監視結果の集計結果を参考資料1に示す

(2) 有害大気汚染物質の常時監視の評価

環境基準の達成状況は表3のとおり、すべての測定地点において環境基準を達成した。また、環境中の有害大気汚染による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が設定されている項目について、表3のとおりすべての測定地点において指針値を達成した。

表3 有害大気汚染物質の常時監視結果

測定項目	環境基準 (指針値)	測定地点	環境基準・指針値の 達成状況
ジクロロメタン	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
テトラクロロエチレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
トリクロロエチレン	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
ベンゼン	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
水銀及びその化合物	(40 $\text{ng}/\text{m}^3$ )	甲府富士見	達成
ニッケル化合物	(25 $\text{ng}/\text{m}^3$ )	甲府富士見	達成
ヒ素及びその化合物	(6 $\text{ng}/\text{m}^3$ )	甲府富士見	達成
マンガン及びその化合物	(140 $\text{ng}/\text{m}^3$ )	甲府富士見	達成
アクリロニトリル	(2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
アセトアルデヒド	(120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
塩化ビニルモノマー	(10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
塩化メチル	(94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
クロロホルム	(18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
1,2-ジクロロエタン	(1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成
1,3-ブタジエン	(2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	甲府富士見 甲府市役所自排 国母自排	達成

<備考> 常時監視結果の集計結果を参考資料2に示す

## < 参考資料 >

- 参考資料 1 令和 3 年度 測定局による常時監視の集計結果 …… 1
- 参考資料 2 令和 3 年度 有害大気汚染物質の常時監視の集計結果 …… 2

参考資料1 令和3年度 測定局による常時監視の集計結果

二酸化硫黄

測定局名	有効測定日数および測定時間数		年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた 時間と割合		日平均値が0.04ppmを超えた 日数と割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを越えた 日が2日以上連続 したことの有無	環境基準の長期的 評価による 日平均値が 0.04ppmを超えた 日数
	日	時間		時間	%	日	%				
甲府富士見	363	8657	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.001	○	0

一酸化炭素

測定局名	有効測定日数および測定時間数		年平均値	8時間値が 20ppm を超えた 回数と割合		日平均値が 10ppm を超えた 日数と割合		1時間値が 30ppm 以上の 日数と割合		1時間値 の最高値	日平均値 の 2%除外値	日平均値が 10ppmを超え た日が2日以 上連続したこ との有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が10ppm を超えた日数
	日	時間		回	%	日	%	日	%				
甲府市役所自排	365	8676	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.1	0.5	○	0
国母自排	365	8680	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.8	0.6	○	0

浮遊粒子状物質

測定局名	有効測定日数および測定時間数		年平均値	1時間値が 0.2mg/m3を超えた 時間と割合		日平均値が 0.1mg/m3を超えた 日数と割合		1時間値 の最高値	日平均値の2% 除外値	日平均値が 0.1mg/m3を 超えた日が 2日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.1mg/m3を 超えた日数
	日	時間		時間	%	日	%				
甲府富士見	363	8717	0.013	0	0.0	0	0.0	0.188	0.028	○	0
甲府市役所自排	363	8711	0.008	0	0.0	0	0.0	0.096	0.024	○	0
国母自排	363	8715	0.010	0	0.0	0	0.0	0.132	0.025	○	0

微小粒子状物質

測定局名	有効測定日数および測定時間数		年平均値	日平均値が35ug/m3 を超えた 日数と割合		1時間値 の最高値	日平均値 の98%値
	日	時間		μg/m3	日		
甲府富士見	363	8716	7.7	0	0.0	89	18.5
甲府市役所自排	363	8698	8.3	0	0.0	63	18.5
国母自排	363	8694	8.7	0	0.0	68	18.8

光化学オキシダント

測定局名	昼間測定日数および測定時間数		昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppm を超えた 日数と割合		昼間の1時間値が 0.06ppm を超えた 時間と割合		昼間の1時間値が 0.12ppm 以上の 日数と割合		昼間の1時間値が 0.12ppm 以上の 時間と割合		昼間の 1時間値 の最高値	昼間の 日最高 1時間値の 年平均値	期間平均値
	日	時間		日	%	時間	%	日	%	時間	%			
甲府富士見	364	5398	0.031	26	7.1	105	1.9	0	0.0	0	0.0	0.092	0.044	0.028

二酸化窒素

測定局名	有効測定日数および測定時間数		年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が 0.2ppmを超えた 時間と割合		1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間と割合		日平均値が 0.06ppm を超えた 日数と割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数と割合		日平均値 の98%値	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.06ppm を超えた日数
	日	時間			時間	%	時間	%	日	%	日	%		
甲府富士見	363	8654	0.007	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
甲府市役所自排	365	8677	0.009	0.050	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0

参考資料2 令和3年度 有害大気汚染物質の常時監視の集計結果

測定項目		測定地点		甲府富士見			甲府市役所自排			国母自排			環境基準・ 指針値との 関係
		物質名	単位	環境基準 値 (指針値)	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	
1	ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	3	2.7	0.29	0.94	2.9	0.39	0.99	3.4	0.49	1.2	全地点で環 境基準以下
2	トリクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	130	3.3	0.32	1.4	1.5	0.040	0.57	1.3	0.059	0.45	全地点で環 境基準以下
3	テトラクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	200	0.12	< 0.003	0.050	0.33	< 0.004	0.12	0.041	< 0.003	< 0.018	全地点で環 境基準以下
4	ジクロロメタン	μg/m <sup>3</sup>	150	7.1	0.82	2.1	1.8	0.75	1.2	2.5	0.82	1.5	全地点で環 境基準以下
5	アクリロニトリル	μg/m <sup>3</sup>	(2)	0.045	< 0.0005	0.012	0.062	< 0.0005	0.013	0.084	< 0.0005	0.015	全地点で 指針値以下
6	アセトアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	(120)	4.1	1.4	2.2	4.2	1.4	2.2	3.8	1.5	2.2	全地点で 指針値以下
7	塩化ビニルモノマー	μg/m <sup>3</sup>	(10)	0.027	< 0.0023	< 0.0068	0.020	< 0.0018	< 0.0048	0.021	< 0.0017	< 0.0045	全地点で 指針値以下
8	塩化メチル	μg/m <sup>3</sup>	(94)	1.6	0.98	1.2	1.6	1.0	1.2	1.6	0.92	1.2	全地点で 指針値以下
9	クロロホルム	μg/m <sup>3</sup>	(18)	0.22	0.078	0.14	0.17	0.085	0.13	0.19	0.069	0.12	全地点で 指針値以下
10	1,2-ジクロロエタン	μg/m <sup>3</sup>	(1.6)	0.53	0.045	0.20	0.18	< 0.005	0.074	0.18	< 0.006	0.073	全地点で 指針値以下
11	水銀及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	(40)	1.7	0.92	1.3							指針値以下
12	ニッケル化合物	ng/m <sup>3</sup>	(25)	1.4	0.28	0.81							指針値以下
13	ヒ素及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	(6)	0.63	0.050	0.28							指針値以下
14	1,3-ブタジエン	μg/m <sup>3</sup>	(2.5)	0.27	< 0.005	0.065	0.32	* 0.008	0.075	0.40	* 0.010	0.11	全地点で 指針値以下
15	マンガン及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	(140)	14	1.2	5.8							指針値以下
16	クロム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	—	2.0	0.34	1.1							—
17	酸化エチレン	μg/m <sup>3</sup>	—	0.086	0.053	0.069							—
18	トルエン	μg/m <sup>3</sup>	—	25	2.5	7.2	35	3.2	11	25	3.4	9.6	—
19	ベリリウム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	—	0.014	< 0.0012	0.0055							—
20	ベンゾ[a]ピレン	ng/m <sup>3</sup>	—	0.47	0.011	0.12	0.58	0.022	0.14	0.71	0.045	0.18	—
21	ホルムアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	—	7.4	1.7	2.7	7.9	1.7	2.8	6.3	2.0	2.6	—

※「\*」は検出下限値以上定量下限値未満、「<」は検出下限値未満の測定値を、それぞれ示している。  
 ※平均値の算出に際し、検出下限値未満の測定値については当該検出下限値の1/2と見なしている。  
 ※平均値の検出下限値は、年間の最大値を用いた。